

## 震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定基準および 復旧技術指針講習会（全構造編）

主催：（一社）三重県建築士事務所協会、（一社）日本建築士事務所協会連合会

地震発生後の被災建築物については、被災各県において応急危険度判定活動が実施され、その後、被災建築物の所有者からの依頼により、被災建築物の再使用の可能性や、復旧するための被災度区分判定および復旧業務の迅速な実施が重要となります。

被災度区分判定は、地震により被災した建築物を対象に、建築構造技術者が当該建築物の沈下、傾斜および構造躯体の損傷状況から被災建築物の耐震性能を推定し、継続使用のための復旧の要否とその程度を建築士事務所の業務として判定するものです。

本講習会は、震災建築物の被災度区分判定および復旧に伴う設計・工事監理を行うことのできる建築士事務所を育成することを目的としています。

今般、2015年の標記講習テキストの大幅な改訂による講習会の実施より5年が経過したことにより、2015年版講習会テキスト発行後の知見や改訂時に対応できなかった課題を別冊資料としてまとめ、これらをテキストとして、本講習会を実施することといたしました。

なお、受講修了者のうち希望する建築士には（一財）日本建築防災協会より技術者証（有料・カード式）が発行され、「震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術者名簿」に掲載されます。

また、その建築士を有する建築士事務所、希望する建築士事務所を対象に（一財）日本建築防災協会のホームページに掲載し、震災後対策として住宅相談や被災度区分判定等の活動が必要となった際の建築士事務所（建築士）の検索、協力要請等の資料として活用します。

\* 技術者証の発行は、建築士資格を有する者に限ります。

\* 建築士事務所名簿への掲載は、技術者証発行希望者を有する建築士事務所となります。

平成29年度講習を受講し、技術者証を申請した方は令和5年3月末が有効期間満了となります。  
技術者証及び技術者名簿の更新をご希望の場合は本講習会を受講のうえ、申請が必要となります。

■ 主催 （一社）三重県建築士事務所協会、（一社）日本建築士事務所協会連合会

■ 共催 （一財）日本建築防災協会

■ 開催日 令和4年12月20日（火）（午前9時40分より受付）

■ 会場 一般社団法人三重県建築士事務所協会 4階 会議室

津市東古河町8-17 システックビル4階 TEL：059-226-4416

■ 定員 10名（先着順にて受付、定員に達し次第受付を終了させていただきますことご了承ください）

■ 対象者 建築士事務所に所属する1級・2級・木造建築士、建築および防災関係の行政職員。  
なお、技術者証の発行および名簿への掲載対象者は、建築士事務所に所属する建築士の資格を有する者に限ります。

■ 受講料 （一社）三重県建築士事務所協会 会員 6,400円（税込）

その他 一般 8,150円（税込）

※テキスト代・技術者証発行手数料代別

■ テキスト ① 必須 別冊資料 … 4,000円（税込）

② 任意（すでにお持ちの方は購入の必要はありませんが、講習では内容に触れますので講習時にはお持ちください）

2015年改訂版 震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針…7,920円（税込）

■ 技術者名簿掲載および技術者証の発行

技術者証発行手数料 1,100円（希望者のみ、送料・消費税込み）

受講修了された建築士で希望者には、技術者証（有効期間5年・令和10年3月31日まで）を有料で発行し「技術者名簿」に掲載します。なお、技術者証は（一財）日本建築防災協会から発送されます。

三重県・市町との防災協定を  
三重県建築士事務所協会は締結  
しておりますので、会員各位に  
おかれましては積極的にご受講  
いただければ幸いです

発行希望の場合は、発行手数料を受講料に加算してお支払いください。また、「発行申込書（別紙1）」は写真1枚（サイズは縦3.5cm×横2.5cm裏面氏名記入のもの）を添えて、受講申込書とともにご提出ください。

## ■ 建築士事務所名簿への掲載

技術者証発行希望者を有する建築士事務所のうち掲載希望の建築士事務所を対象に「技術事務所名簿」を作成し、（一財）日本建築防災協会ホームページに掲載し、震災時に活用します。

掲載希望の場合は「掲載申込書（別紙2）」をご記入の上、受講申込書とともにご提出ください。

## ■ 建築CPD情報提供制度

本講習会は、「建築CPD情報提供制度の認定プログラム」となります。（5単位）

## ■ 申込方法

1) 受講料（技術者証発行希望の場合は1,100円加算）およびテキスト代をお振込みの上、

① 受講申込書

② 振込控えの写し

③ 写真2枚または1枚

※ 写真（写真サイズ 縦3.5cm×横2.5cm） 裏面氏名記入要

技術者証・技術者名簿の申込者 2枚（「技術者証」・「受講券」用）

技術者証不必要な方 1枚（「受講券」用）

④ 84円分の切手を貼った宛先記入済みの返信用封筒（受講券返送用）

⑤ 別紙1：震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術者証発行申込書（希望者のみ）

⑥ 別紙2：震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術者建築士事務所名簿（技術者証発行申請者かつ希望者のみ）

上記を下記申込先までご郵送、または、システックビル1階または4階の備付ポストに投函してください。

振込先	百五銀行	津駅前支店	普通預金	68996
一般社団法人 三重県建築士事務所協会				

■ 申込締切 令和4年12月5日（月）必着

■ 申込・問合せ先 （一社）三重県建築士事務所協会 事務局

〒514-0037 津市東古河町8番17号 システックビル4階

TEL 059-226-4416 FAX 059-224-9297 E-mail info@sekkei-mie.jp

■ 講習内容・講師・時間割（都合により変更される場合があります）

時間割	講習内容	講師
9:40～10:00	受付	
10:00～10:10	挨拶	（一社）三重県建築士事務所協会
10:10～10:30	被災度区分判定の考え方(20分)	DVD講習
10:30～10:40	(休憩)	
10:40～12:10	木造建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針(90分) (別冊資料を含む)	DVD講習
12:10～13:10	休憩 (昼食)	
13:10～14:40	鉄筋および鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の被災度区分判定基準 および復旧技術指針(90分) (別冊資料を含む)	DVD講習
14:40～14:50	(休憩)	
14:50～16:20	鉄骨造建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術指針(90分) (別冊資料を含む)	DVD講習

① 講習会を欠席された場合は、受講料は返金いたしません。

② 受講者は、申込本人に限ります。

③ 遅刻は、一切認めません。

④ 郵送申込の方は、受付後、受講券を送付します。受講券は、講習会当日必ずお持ち下さい。



申込先・会場 案内図



申込先

津市東古河町 8-17 システックビル 4階

TEL 059-226-4416 FAX059-224-9297

一般社団法人 三重県建築士事務所協会 事務局

会 場

一般社団法人 三重県建築士事務所協会

4階 会議室

## 「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術者証」発行申込書

年 月 日

一般財団法人 日本建築防災協会 御中

私は、一般財団法人日本建築防災協会が作成する「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術者証」（カード式）（以下、「技術者証」）の発行を下記により申し込みます。

下記記載事項は事実であることを誓います。

## 記

- フリガナ
- 1 氏 名
- 2 生年月日 (入力例) 19〇〇/〇〇/〇〇
- 3 資 格 建築士 登録地 ※二級・木造建築士の方
- 建築士番号
- 4 講習修了構造※ ※本講習は全構造行いますが、木造建築士の方の講習修了構造は木造のみになります。
- 5 住 所 〒
- 6 勤務先名称
- 7 勤務先所在地 〒 (入力例) 105-0001
- 8 勤務先電話番号 (入力例) 03 (5512) 6451
- 9 メールアドレス
- 10 写 真 (脱帽上半身で6ヶ月以内に撮影した、幅24mm、高さ30mmのもの、データの場合は、解像度300、JPEG形式画像データ)

注1) 技術者証の有効期間は5年間（2028年3月31日まで）です。

注2) 「技術者証」は、勤務先住所に郵送いたします。

注3) この申込書の個人情報は、技術者証の発行、技術者への更新時の連絡及び必要な情報の提供に使用します。

**震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術建築士事務所名簿  
掲載申込書**

申込日：

(一財) 日本建築防災協会 殿

建築士事務所名：

開設者氏名：

下記の「震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術事務所名簿掲載に係る了解事項」を了解するとともに、「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術事務所名簿」への掲載および(一財)日本建築防災協会のホームページでの公開を下記名簿内容により希望いたします。

記

**震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術事務所名簿掲載に係る了解事項**

- ①「震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術事務所名簿」への掲載を希望する建築士事務所は、「震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術者」を有していること
- ②上記建築士事務所は、地震被災後に都道府県等が実施する被災住民に対する震災復旧のための住宅相談の依頼があった場合は、建築士事務所として協力する意思があること
- ③上記住宅相談及び被災住民から依頼のあった震災建築物の被災度区分判定及び復旧の実施にあたっては、誠意をもって対応し、また的確に実施すること
- ④「震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術事務所名簿」は、地震被災後の建築物の復旧活動実施の際に活用されること
- ⑤この技術事務所名簿の有効期間は5年とする。(ただし、今回の受講者は令和10年3月31日までとする)

**名簿掲載内容**

建築士事務所	事務所協会会員区分	
	事務所名	
	郵便番号	
	所在地	
	TEL	
	FAX	
	e-Mail	
判定・復旧技術者	氏名	
	建築士資格	
	講習修了構造	
連絡主管者 緊急連絡先	氏名	
	TEL	

注1) 判定・復旧技術者氏名等の欄は、この用紙で足りない場合は、別紙に追記してください。

講習修了構造は、全構造の講習会の受講修了者か木造のみの講習会の受講修了者かいずれかに○印をつけてください。  
ただし、木造建築士の場合は全構造を受講されていても「木造」に○印をつけてください。

注2) 連絡主管者氏名・緊急連絡先の欄は、判定・復旧技術者が複数の場合に1名を選んで記入してください。

注3) この申込書の個人情報は、技術事務所名簿の作成に使用し、技術事務所名簿は都道府県に送付し震後対策の住宅相談、被災度区分判定及び復旧の相談等の際に使用されます。

注4) この申込書は、事務所単位で記入してください。

\* 「判定・復旧技術者」氏名は、技術者証発行を希望する所属建築士の氏名を記載ください。